

第4期 特定健康診査・特定保健指導実施計画

三菱自動車健康保険組合

令和6年4月

第1 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療法」という。）に基づき、保険者は40歳以上74歳の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査（以下「特定健診」という。））及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが義務化された。

なお、高齢者医療法第19条により、6年間（従来は5年間）を一期として特定健康診査・特定保健指導実施計画（以下「特定健診等実施計画」という。）を定めることとされている。第1期は平成20年度から平成24年度の5年間、第2期は平成25年度から平成29年度の5年間、第3期は平成30年度から令和5年度の6年間の特定健診等実施計画書が策定され、国の示す実施率に関する参酌基準を目標に特定健診等が実施された。

本計画は、第1期から第3期までの実施結果及び評価を踏まえながら、令和6年度から令和11年度の6年間の第4期として、当健康保険組合（以下「当組合」という。）の特定健診及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施に関する基本的事項について定めるものである。

第2 経済産業関係法人健康保険組合の現状

当組合は、輸送機製造を主たる業とする三菱自動車工業（株）を母体事業主としており、その他は、その関連会社事業主で構成されている。

令和6年3月末時点で、事業所数7、総加入者数36,201人（うち被保険者数18,049人）が加入しています。

1. 被保険者

令和6年3月末現在の被保険者数は、男15,896人、女2,153人、合計18,049人で、平均年齢は、男44.09歳、女40.22歳、合計43.62歳。

2. 被扶養者

男6,253人、女11,899人、合計18,152人で、平均年齢は、男11.91歳、女29.71歳、合計23.58歳。

3. 40歳以上74歳の人数

被保険者11,228人、被扶養者4,651人、合計15,879人。

4. 特定健診対象者数

40歳以上74歳の者のうち、年度途中で資格の得喪があった者及び海外赴任の者等を除外した人数が特定健診の対象となる。（※令和6年4月1日時点。）

5. 被保険者の健康診断

診療所および各事業所が契約する委託機関で事業主が行っている。

35歳以上の被保険者および被扶養配偶者を対象に人間ドック・脳ドックを実施している。

第3 第3期の実施状況等

1. 特定健診の実施状況

被保険者の特定健診結果データは、事業所の定期健診及び人間ドックに係る特定健診分のデータの提供を受けることで対応、被扶養者は、特定健診検査をウィーメックス株式会社に委託し、実施。第3期の特定健診の実施状況は次表のとおり。令和1年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため年度を超えた健診の実施になるなど、受診率に影響があった。

【特定健診対象者に対する健診実施率（%）】

区 分 ←		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 見込 ←
被保険者	対象者 ←	11,181 ←	11,822 ←	10,829 ←	9,911 ←	10,339 ←	11,167 ←
	受診者 ←	7,084	7,141	9,380	8,618	9,324	9,268 ←
	実施率 ←	69.4	62.7	84.6	86.7	82.8	83.0 ←
被扶養者	対象者 ←	5,052 ←	5,747 ←	6,021	5,982	5,072	5,072
	受診者 ←	1,702 ←	2,162 ←	2,044	2,262	2,098	2,168
	実施率 ←	33.7 ←	37.5 ←	33.9	37.8	41.3	42.7
合計 ←	対象者 ←	16,233	17,569	16,811	15,893	15,471	16,239 ←
	受診者 ←	8,786	9,303	11,424	10,859	11,422	11,436 ←
	実施率 ←	54.1	52.8	67.9	68.3	73.8	70.4 ←
計画書目標実施率 ←		74.0	78.0	80.0	84.0	87.0	90.0

2. 特定保健指導の実施状況

特定保健指導は、特定健診の対象となる定期健診等の実施後、特定健診結果データの階層化による特定保健指導の実施までに相当なタイムラグ(3ヶ月～6ヶ月)が生じるため、多くの実施及び終了が翌年度にずれ込む結果となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため年度を超えた健診の実施になったため、実施率に影響があった。

【保健指導対象者に対する指導実施率（%）】

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度見 込
動機付支援	対象者	781	790	978	857	905	864
	指導終了	553	641	447	618	667	648
	実施率	70.8	81.8	45.7	72.1	73.7	75.0
積極的支援	対象者	1,409	1,441	2,014	1,576	1,684	1,600
	指導終了	740	902	741	1,071	1,025	1,016
	実施率	52.5	62.6	36.8	68.0	60.9	63.5
計	対象者	2,190	2,231	2,992	2,433	2,589	2,464
	指導終了	1,293	1,543	1,188	1,689	1,692	1,664
	実施率	59.0	69.1	39.7	69.4	65.3	67.5
計画書目標実施率		70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

第4 特定健診等の実施に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者は各事業所で実施する定期健診と併せて実施する。

被扶養者に対する特定健康診査は、ウィーメックス株式会社へ委託する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業所が健診を実施していたことから、今後も任意継続者を除く被保険者については事業所が行う。

事業所での健診実施後、当健保組合はそのデータを事業所から受領する。

保健指導は委託先である株式会社ベネフィット・ワンおよび株式会社フィッツプラスが実施し、その費用は当健康保険組合が全額負担する。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

第5 達成目標

1. 特定健診の実施に係る目標令和11年度における特定健診の実施率を90.0%(国の定める参酌標準)とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

- (1) 目標実施率 (％)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
①被保険者	84.0	87.5	91.0	93.5	95.5	98.0	—
②被扶養者	43.0	49.0	55.0	59.0	63.0	71.9	—
③被保険者+被扶養者	71.4	75.7	83.4	85.0	85.5	90.0	90.0

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率60.0%(国の定める参酌標準)とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

- (1) 目標実施率
(被保険者+被扶養者) (人)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	国の参酌標準
①特定健診等目標実施数	11,673	12,596	14,123	14,663	14,914	15,795	—
②特定保健指導対象者数	2,591	2,796	3,106	3,196	3,222	3,396	—
③実施者数	1,749	1,886	2,102	2,169	2,193	2,329	—
④目標実施率(％)	67.5	67.5	67.7	67.9	68.0	68.6	60.0

※特定保健指導は、外部業者へ委託する。

※特定健診等目標実施数とは、特定健診及び特定健診とみなすものの合計をいう。

第6 特定健診等の対象者数

1. 対象者数

(1) 特定健診

① 被保険者 (人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
40 歳以上対象者数 (人)	11,335	11,539	11,739	11,947	12,085	12,162
目標実施人数	9,521	100,97	10,682	11,170	11,541	11,919
目標実施率	84.0	87.5	91.0	93.5	95.5	98.0

② 被扶養者 (人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象者数	5,004	5,100	5,200	5,292	5,354	5,388
目標実施人数	2,152	2,499	2,860	3,122	3,373	3,876
目標実施率	43.0	49.0	55.0	59.0	63.0	71.9

③ 被保険者＋被扶養者 (人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象者数	16,339	16,639	16,939	17,239	17,439	17,550
目標実施人数	11,673	12,596	14,123	14,663	14,914	15,795
目標実施率	71.4	75.7	83.4	85.0	85.5	90.0

※定期健診等には人間ドックを実施する者を含む。

(2) 特定保健指導の対象者数

① 被保険者＋被扶養者 (人)

区 分	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
特定健診等目標実施数	11,673	12,596	14,123	14,663	14,914	15,795
動機付支援対象者数	910	982	1,087	1,114	1,119	1,185
実施者見込数	682	729	810	833	839	892
目標実施率 (%)	74.0	74.2	74.5	74.8	75.0	75.3
積極的支援対象者数	1,681	1,814	2,019	2,082	2,103	2,211
実施者見込数	1,067	1,157	1,292	1,336	1,354	1,437
目標実施率 (%)	63.5	63.8	64.0	64.2	64.4	65.0
保健指導対象者数計	2,591	2,796	3,106	3,196	3,222	3,396
実施者数計	1,749	1,886	2,102	2,169	2,193	2,329
目標実施率 (%)	67.5	67.5	67.7	67.9	68.0	68.6

第7 特定健診等の実施方法

1 実施場所

特定健診は、被保険者は事業主診療所及び各事業所が契約する委託機関で行う。被扶養者及び任意継続者はウィーメックス株式会社が契約している健診機関（全国約1,200施設）において行う。特定保健指導については、被保険者は事業主診療所および各地区事業所施設内での対面指導、またはICTによる遠隔指導、扶養者および任意継続者は、株式会社ベネフィット・ワンによるICTによる指導。（初回面談はICTまたは対面指導）

2 実施項目

ア 特定健康診査

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章に記載されている実施要件に沿って実施する。

3 実施時期

実施時期は、通年とする。

4 委託の有無

ア 特定健診

被扶養者・任意継続者は、ウィーメックス株式会社が契約する健診機関（全国1,200施設）へ委託。

イ 特定保健指導

当組合が契約する株式会社ベネフィット・ワンおよび株式会社フィッツプラスへ委託する。

5 受診方法

被保険者の特定健診は、定期健診受診時に実施。

被扶養者及び任意継続者は委託先であるウィーメックス株式会社が契約する健診機関より選択し、当組合ホームページ上WEBサイトまたはハガキで受診の申込をする。

保健指導は、特定健康検査の結果に基づき、当組合契約の株式会社ベネフィット・ワン株式会社フィッツプラスが行う特定保健指導を受ける。

6 周知・案内方法

毎年6月に『健診のご案内』を送付するとともに機関紙（2回/年）およびホームページに掲載して行う。

7 健診データの受領方法

被保険者の健診のデータは、事業者から電子データを随時（又は月単位）受領し、当組合から委託先である株式会社ベネフィット・ワンへ随時送付。

被扶養者は委託先であるウィーメックス株式会社から電子データを月単位で株式会社ベネフィット・ワンへ送付。

※当組合と株式会社ベネフィット・ワンとウィーメックス株式会社は特定健診特定保健指導事業に係る個人情報について3者間契約を締結。なお、保管年数は5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、受診後の保健指導レベル判定（階層化）に基づき決定する。

第8 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の実施にあたり、「経済産業関係法人健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また外部委託をする場合は、利用範囲等を契約書に明記する。

当組合の個人情報取扱責任者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

健診結果等データは、速やかに当組合の基幹システムに取り込み、電子媒体等は当組合のシステム等運用管理規程により、3年とする。

第9 特定健診等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

第10 特定健診等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年度、前年度実績を踏まえながら見直しを検討する。

また、見直しの検討結果を踏まえて、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第11 その他

1. 当組合の職員で特定健診等を担当する者については、事業運営のための研修等に随時参加させる。
2. 当組合は、定期健診及び人間ドック利用者の特定健診としての結果データの提出促進に努める。